Ⅲ章 効果的な教職員の研修

各学校において人権教育を進めるに当たっては、まず、教職員自身が人権尊重の理念を十分認識することが肝要です。日頃の言動や姿勢を見つめ直し、知的理解や人権感覚を高めていくことや、指導方法等の工夫改善に協働して取り組むことが大切です。

このことが、互いに認め合い、支え合う温かな人間関係を基本とした学校づくり、学級づくりにつながります。

1 小・中学校における効果的な研修

1 教職員一人一人の人権感覚を高めるための研修

人権感覚は、一人一人を大切にする教育の基盤です。日常生活の中で人権に関する出来事に触れたとき、直感的に正否を判断し、人権への配慮が態度や行動につながるような感覚を磨いていくことが大切です。

日常の学校生活の中でテーマを設けて協働で人権感覚を見つめ直す例

学年・学級だよりを事例に、内容や表現等の配慮について検討してみる。

・字の大きさやレイアウトは適切か？
・文章の量や言い回しは適切か？
・難しい漢字にはルビを振るなどの工夫は？

様々な理由で読み書きが不自由な人、外国出身の保護者などに配慮して、誰にでも読みやすい分かりやすいたよりになっているかといった視点が大切です。ユニバーサルデザイン等の視点を取り入れることも有効です。

自分の人権感覚を見つめ直してみるテーマ例

【子どもへのまなざし】
子どもの個性や特徴（家庭環境、性格、能力特性、国籍等）から、決めつけた見方をしていないか。

【子どもへの言動】
子どもの人格を傷付けるような言葉づかいや態度はないか。

【子どもへの態度】
悩みや課題がある子どもや保護者に寄り添い、丁寧に指導・支援に当たっているか。

【人間関係の基礎・基本】
あいさつや感謝、丁寧な応答など、人間関係づくりの基礎・基本を大切にしているか。

【自己有用感】
子どもたちに自己肯定感や自己有用感をもたせる、友達のよさに気付かせるなどの指導・支援を積み重ねているか。

【傾聴】
担任（教科担任）として、一人一人の人格を尊重し、丁寧に話を聴いているか。

【環境づくり】
作品展示や掲示物等、人権尊重の視点に配慮した教室環境の整備に努めているか。

【個人情報保護】
個票や書類の保管、校内外での話の内容等、個人情報の扱いに注意を払っているか。

【ハラスメントの防止】
自分自身の経験のみに頼ることなく、どのような行動がハラスメントにあたるか理解しようと努めているか。

2 人権感覚を培う参加体験型グループ研修

校内研修等において、アクティビティ（活動）を取り入れた参加体験型のグループ研修を実施することは、教職員の人権感覚を培うために有効です。

その際、アクティビティ（活動）の進行役となるファシリテーター（学習促進者）の役割が重要です。

＜参加体験型グループ研修の流れ＞

アイスブレーキング → アクティビティ（活動） → 振り返り

緊張を解きほぐすための活動　　感性や人権感覚を育成するための活動　　気付きや感想を述べ合う活動

アクティビティ（活動）の例

コミュニケーションスキル　ー聴いてもらうと気持ちいいー

○ねらい

・受容的に話を聴いてもらう心地よさを体験する。
・受容的に話を聴く態度を身に付ける。

○方法

・２人１組（または３人１組）で話し手と聞き手を決める。（３人組の場合は、１人が対話の様子を観察する。）
・はじめに、話し手が自分の事（趣味や仕事など）を話し、聞き手は相手と目線を合わさず、相づちも打たないで聞く。
・次に、話し手は同じ話をするが、聞き手は頷いたり、感心したりしながら聴く。
・最後に、話し手は同じ話をし、聞き手は共感的な理解を示したり、時々要約したりしながら相手の話に合わせて聴く。
・話し手と聞き手を交代し、同様のことを行う。
・３つの聴き方に対して、話しているときに感じたことを交流する。

＜ファシリテーターの役割＞

・参加者の感情を受け入れる、リラックスした雰囲気を演出する。
・「人の心」に配慮した進行をする。（人間理解が大切である。）
・参加者の主体性を引き出す。（人の行動を変えるものは外にあるのではなく、その人の内にある。）
・体験をより大きな気付きへと導く。
・葛藤の場面を用意し、主体的な発言を促す。問題の解決方法を教えるのではなく、解決は参加者に任せる。

※ファシリテーターの役割を果たす上では、自らもその場から学ぼうとする態度が特に重要となる。

※詳細は「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次取りまとめ〕～実践編」（文部科学省H20.3）参照

3 授業づくりに関する研修

授業公開を前提として複数の教職員で同じ題材等の指導案を作成し、ねらいや展開について意見交換をしながら、多様な見方・考え方に学び合う研修を進めることが大切です。

学年で協働した授業づくりの例

各学年の職員が分担して指導案を作成する。
当事者意識をもち、ねらいを明確化する。

学年部会等で提案し、指導案を検討する。
ねらいを吟味し、手立てを検討する。

授業実践に取り組む。
共感や憤りを基に学び合いを組織する。

学年内で授業の振り返りを行う。
生徒の感想等から変容を読み取り、検証する。

授業実践に当たっては、差別の現実に学び、授業者自身が当事者意識をもちましょう。

差別は差別する側の問題です。差別を自己の問題と捉え、人権感覚を磨くことが大切です。

そのためには、自分の価値観を絶対視せず、全職員で協働して授業づくりを進めたり、「学び直し」をしたりしていくことが大切です。

※授業実践に当たっては、新潟県同和教育研究協議会が発行している「生きる」シリーズ等、児童生徒の心に響く有効な指導資料を活用することが大切です。

2 高等学校における効果的な研修

成人を目前としたこの時期における人権教育は、生徒の人権感覚の形成（完成）にとって極めて重要です。このことを全教職員で意識して、効果的な研修を行いましょう。

1 研修主題の設定

新潟県人権教育基本方針や学校の教育目標を踏まえ、生徒の実態や学校の特性、地域の実情等を十分考慮した上で、「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」に掲げられた人権課題の中から研修で取り上げる人権課題を選び、研修の主題を設定します。

特に、生徒の大半が就職を希望している学校においては、高等学校における人権教育が、人権問題について生徒が体系的に学ぶ最後の機会となることを踏まえ、就職差別の問題を主題として設定するなど、生徒の進路保障に直結するような人権教育の研修であることが必要です。

また、デートＤＶ（恋人同士での身体的、精神的、性的暴力等）や、ＨＩＶ（後天性免疫不全症候群）感染者に対する差別の問題は、小・中学校ではあまり取り上げられない研修主題だと思われますが、高等学校では、生徒がいつ問題の当事者になったとしてもおかしくありません。これらの主題を積極的に取り上げることも有意義です。

なお、どの人権課題を研修主題として設定したとしても、最終的には、教職員がその人権問題について自らの言葉で生徒に自信をもって語ることができるよう、研修は人権教育の指導者の養成の場でなければならないことは言うまでもありません。

2 研修形態と留意点

学校の規模や設備の状況にもよりますが、研修形態としては次のようなものが挙げられます。

⑴ 講演を中心とした研修

一度に多くの人に対して同じ内容を伝えることができるので効率がよい研修形態と言えますが、講師から参加者への一方的な知識伝達にとどまる可能性もあります。

講師については、県教育委員会の人権教育担当者等に相談して決めるのもよいでしょう。

留意点

- 「差別の現実に学ぶ」という観点から、なるべく被差別の当事者に講師になってもらう。
- 講演終了後に質疑応答の時間を設ける。
- 受講者が講演を聴いて何に気付き、どのように変容したかを把握するため、研修終了後に振り返りアンケートを実施する。

⑵ 視聴覚教材を活用した研修

講演と同様、一度に多くの人に対して同じ内容を伝えることができ、講師の手配が難しい場合でも実施が可能であるため効率のよい研修形態です。しかし、講演会に比べ、受講者の共感的な理解に訴える面が弱くなる傾向があります。

教材については、県の福祉保健部福祉保健総務課人権啓発室でも貸出を行っているので、ぜひ御活用ください。(p36参照)

留意点

・研修会担当者は、事前に視聴覚教材の内容を十分に把握しておく。
・主題となる人権課題について、なるべく最新の状況を反映した視聴覚教材を使用する。
・視聴覚教材の確保の容易さを優先して研修内容を決定しない。
・講演と同様、研修終了後に振り返りアンケート等を実施する。

⑶ 参加体験的な要素を取り入れた研修

講演を中心とした研修や視聴覚教材を活用した研修は、教職員の人権に関する知的理解が深まることが期待できますが、それだけでは、教職員の豊かな人権感覚の醸成には結び付きません。ワークショップやディベート、ロールプレイなどの体験的な活動を研修に取り入れることで、参加者自身に気付きが生まれます。参加者同士の意見を尊重し、そこで得られた気付きを共有しながら問題解決に向けて話合いをすることで、参加者の意欲や行動力が高まることが期待できます。また、人権課題を抱えた現地に出向き、当事者等から直接話を聞くなどのフィールドワーク（現地研修）を行うことも有効です。

留意点

・参加者の気付きや学びが独りよがりにならないよう、他者の意見にも謙虚に耳を傾けるようにする。
・ゲーム的要素を重視し過ぎると、参加者は単にそれが楽しいというだけで満足しがちで、真の意味での人権感覚の醸成には結び付かない。
・人権学習を行う際に、教職員自らがファシリテーター（学習の促進者）となって体験的な活動を取り入れるなど、研修の成果を授業に生かす。

参加体験的な要素を取り入れた研修の具体例

1　研修主題　「就職差別問題を考える」
2　研修内容
　①　社用紙（会社独自の履歴書）と「全国高等学校統一応募用紙」を比較し、両者の相違点を参加者が指摘し合い、社用紙がなぜ差別につながるのかについて意見を述べる。
　②　面接における不適切な質問例を基に、参加者同士で役割を決め「模擬面接」を行う。役割は途中で入れ替え、どの参加者も、企業側・生徒側それぞれの立場を体験する。模擬面接終了後、その面接についてどのように感じたか、参加者が意見を述べ合う。

※①・②のいずれについても、出た意見を模造紙にまとめて教務室内に掲示したり、人権教育ニュースとして教職員に配付したりすることで、体験によって得られた気付きを全教職員で共有することができます。

参考：グループ活動を効果的に進める指導例

「はしご形ランキング・ダイヤモンドランキング」

・特定の情報を提供しようとしたり、小グループで焦点化して討議を行うよう促したりするのに有効な方法です。

＜方法＞

・それぞれの小グループにカードを1セットずつ準備してください。1セットは9枚のカードから成ります。学習者に議論してもらいたい話題に関連する、短く単純な単語を9つ準備して、各カードに1つずつ書きます。

カードの内容例

短文：「世界人権宣言」や「児童の権利に関する条約」の条文等

単語：日本国憲法にある基本的人権で大切だと思うもの

（教育を受ける権利、住居・移転の自由、男女平等権、職業選択の自由、財産権、選挙権、生存権、個人の秘密を守る権利、幸福追求権　等）

・各グループで、9つのカードを重要さの順で並べます。並べ方は、はしご形でも、ダイヤモンド形でもかまいません。また、合意形成のための機会を提供します。

※話し合う際は、「他の人の考えを批判しない」、「メンバーの合意の下に決める」こととする。

・グループごとに、合意したカードの位置付け及びその理由を発表する。

・活動を振り返り、各自が感じたことを発表する。

＜カードの並べ方＞

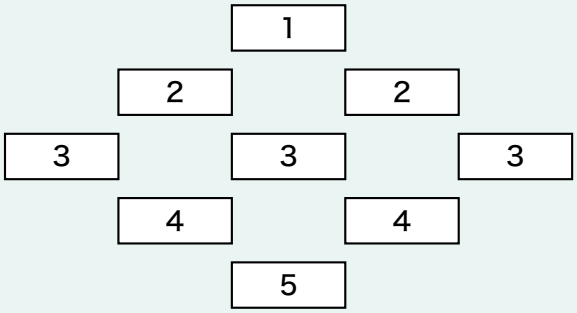

※詳細は「人権教育の指導方法等の在り方について[第3次とりまとめ]～実践編」（文部科学省H20.3）参照

⑷ ＰＴＡと連携した研修

生徒が、今、直面している人権課題を主題として行う研修の場合は、ＰＴＡと連携して行うことも効果的です。課題解決のためには、保護者の協力が必要不可欠だからです。教職員と保護者が問題意識を共有し、課題の解決に向けて、教職員として何ができるか、保護者として何ができるのかを、互いに率直に語り合える活動の場を設けることは、意義深い研修となります。

留意点

・保護者が参加しやすいよう、研修会の開催日を考慮する。

・「守秘義務」（地方公務員法第34条）に十分留意する。

※ＰＴＡとの連携については、Ⅱ－３「校種間、家庭・地域、関係機関との連携」も参照してください。

3 社会教育の場を生かした効果的な研修

人権について学ぶことは、社会教育の場でも重要な学習課題です。

公民館、図書館、博物館といった社会教育施設で行われる学習事業や、それらの施設がもつ学習資源・情報には、教職員の研修に活用できるものが多くあります。そして、社会教育の場で行われる学習事業に参加することは、一人の人間としての成長を促し、人権感覚を醸成していく大切な機会となります。積極的に参加しましょう。

1 研修に活用できる社会教育行政や施設の情報・資源

○市町村教育委員会や公民館等が情報収集・整理した「人材バンク」「講師情報」

掲載されている講師・人材には、その市町村で積極的に人権課題の解決に取り組んでいる実践者や研究者等が含まれています。ぜひ教職員の研修に活用してください。多くの場合、冊子が学校に配付されています。

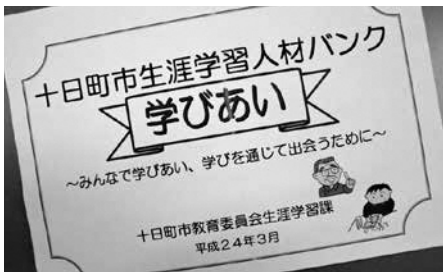

○視聴覚ライブラリー・センターが保有する視聴覚教材

同和問題をはじめ様々な人権課題をテーマにした教材が所蔵されています。教職員の研修や授業実践に、積極的に活用してください。多くの場合、教材目録が学校に配付されています。

○新潟県生涯学習情報提供システム「ラ・ラ・ネット」 http://www.lalanet.gr.jp/

全県的な指導者情報や視聴覚教材の情報を提供しています。地元の市町村が保有している情報だけで不足の場合は、ぜひ活用してください。学習相談にも応じてくれます。

2 社会教育行政や施設が提供する学習機会を利用した研修

社会教育行政

○新潟県教育委員会が主催し、地域の住民として誰でも参加可能な、人権教育、同和教育の研修会を開催しています。(社会同和教育市町村巡回研修会、人権教育指導者研修会)

○教職員とは異なる立場の人と行う研修は、校内研修では得がたいことを学べる効果があります。(下は令和元年度柏崎会場でのグループワーク)

公民館

○公民館が主催する人権講座の多くは、専門的な講師を招いて開催されることから、様々な人権課題についての理解を深め、人権感覚を養う絶好の機会となります。

○講座等の参加者同士で人権に関する考えを話し合うことは、身近な地域における課題を把握するための貴重な機会となります。

図書館

○図書館には様々な人権課題に関係する資料があり、自主的な学習に活用できます。所蔵されていない資料を他の図書館に問い合わせて取り寄せることもできます。

○行政資料や地域資料から、その市町村の人権課題に対する姿勢や施策を学んだり、その市町村の歴史や風土を踏まえて人権課題の理解を深めたりすることができます。

博物館・資料館

○歴史や民俗に関する展示資料からは、様々な人権課題がどのような経緯を経て現在に至ったのかなどを理解するヒントが得られます。

○県内の特徴的な施設としては、新潟県の重要な人権課題である新潟水俣病を取り扱っている「新潟県立環境と人間のふれあい館」(新潟市) があります。

人権教育、同和教育に関する新潟県及び新潟県教育委員会作成資料

資料1　社会同和教育学習資料「わたしとあなたのために 今」

資料2　拉致問題学習資料「北朝鮮当局による『日本人拉致問題』学習資料集」

資料3　新潟水俣病学習資料「未来へ語り継いで」

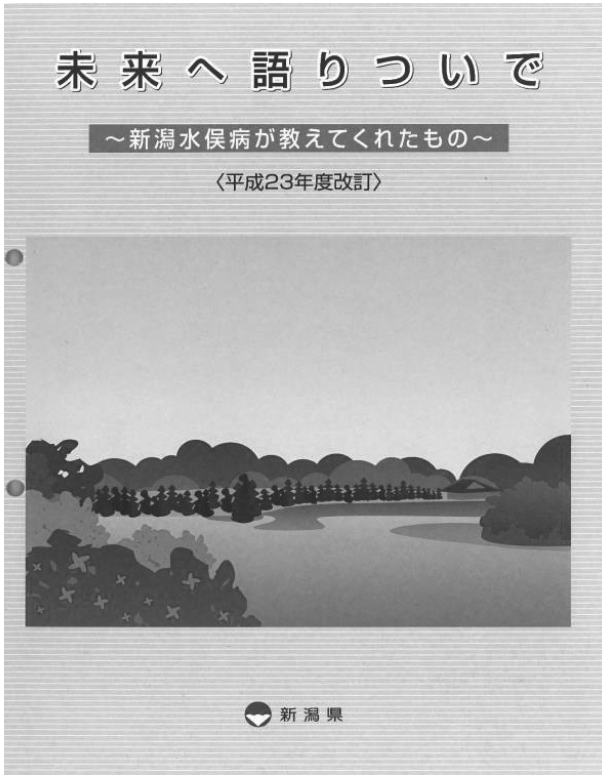

資料4　新潟水俣病学習資料「現場から学ぶ新潟水俣病」

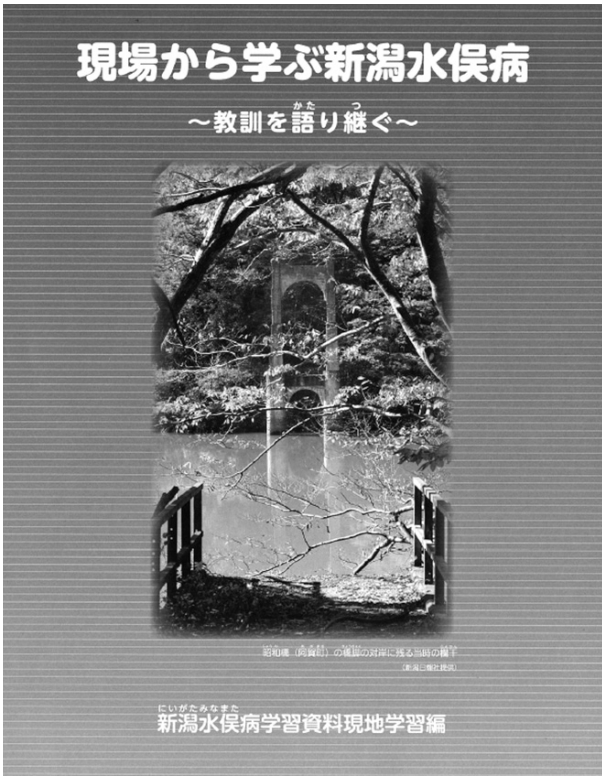

資料1を御覧になりたい方は、県教育委員会生涯学習推進課（p36参照）までご連絡ください。
資料2～4については、新潟県のホームページからダウンロードできます。